鳥取港港湾計画書

一 改 訂 一

令和2年11月

鳥取港港湾管理者 鳥 取 県 本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

· 平成 9 年 3 月 鳥取県地方港湾審議会

· 平成 9 年 7 月 港湾審議会第 1 6 3 回計画部会

の議を経、その後の変更については

· 平成 1 5 年 1 月 鳥取県地方港湾審議会

· 平成 1 9 年 3 月 鳥取県地方港湾審議会

の議を経た鳥取港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港	湾計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Π	港	湾の能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
Ш	港	湾施設の規模及び配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	1	公共埠頭計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	2	危険物取扱施設計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
	3	水域施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	4	外郭施設計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	S
	5	小型船だまり計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
	6	臨港交通施設計画 · · · · · · · · · · · · 1	1
IV	港	湾の環境の整備及び保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	2
	1	港湾環境整備施設計画 · · · · · · · · · · · · · · · · 1	2
V	土	地造成及び土地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
	1	土地造成計画 · · · · · · · · · · · · 1	3
	2	土地利用計画 · · · · · · · · · · · · · · · 1	4
VI	こそ(の他重要事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	5
	1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設・1	5
	2	大規模地震対策施設計画・・・・・・・・ 1	6
	3	港湾施設の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
	4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項······ 1	8

I 港湾計画の方針

鳥取港は、鳥取県東部に位置し、鳥取市をはじめとする県東部経済圏の 拠点港として発展し、昭和50年に重要港湾の指定を受けた。

現在は、砂・砂利・石材、重油、セメント等の内外貿易の流通拠点として重要な役割を果たしている。平成31年の港湾取扱貨物量は外貿3万トン、内貿51万トン、合計54万トンとなっている。

鳥取港では、近年発生している大型台風、ゲリラ豪雨により、漂流物、 漂砂や河川流出土砂が港内に侵入し、千代航路の埋塞、泊地が閉塞する等 の災害により、港湾機能が低下し、背後の企業活動に影響を与えているこ と、今後も、これらの災害が頻発する気象状況が予想されることから、事 後対処だけではなく、中長期的な対応として、抜本的な対策が求められて いる。

鳥取港を取り巻く状況についても、大きく変化してきている。周辺高規格道路の整備により、鳥取県の東部中部地域や、兵庫県但馬地域、岡山県美作地域と充実した道路ネットワークで結ばれていくことから、鳥取県東部地域の海上輸送拠点として、さらなる機能の強化が期待されている。

取り扱い貨物についても、平成27年より、林業振興として鳥取県東部 地域の原木の輸出が開始されている。今後、水深12m岸壁整備を念頭 に、入港船舶の大型化による原木輸出の促進、新エネルギーの活用の促進 が期待されている。地域の主要産業、農林水産業を支える観点から、コン テナ貨物の取扱いに対応する。 一方人流面において、鳥取港の背後地域には、鳥取砂丘や山陰海岸ジオパークなど、豊富な観光資源があり、これらを最大限に活かすとともに、近接する鳥取砂丘コナン空港とツインポートとして連携し、地元・産・官・学が取り組む鳥取港賑わいづくり計画を活用して、道路ネットワーク整備に伴い増加する観光客や地域住民との交流や賑わいづくりの拠点としての役割が期待されている。

さらに、大規模地震発生時において、市民の安心・安全を確保しつつ、 企業活動の継続が図れるよう、防災機能の強化が求められている。

このような情勢に対処するため、令和10年代後半を目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

なお、港湾計画の実施、港湾管理・運営に当たってはポストコロナの新 たな生活様式の議論の進捗に合わせて必要なものを取り込んでいくものと する。

- 1) 【物流】自らの役割を果たす、輸送の効率化、多様性による地域産業を振興する港
- ①海上物流拠点の機能確保
- ②輸送の効率化による地域産業の成長と競争力強化のための基盤整備
- ③将来を見据えた港の再編・維持管理
- 2) 【人流】伝統文化と周辺集客施設、地域資源を活用した賑わい・ 憩い空間の形成による交流拠点
- ①地域・自然と共生する交流拠点の形成

- ②周辺集客施設と調和する賑わい空間の形成
- 3) 【安全・安心】安心な暮らしと企業活動が継続する、防災と安全 性を備えた自然災害に強い港
- ①自らの防災機能と他地域が被災した場合の補完機能の確保

以上の方針のもと、多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安 全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ①千代地区港口部については、既存の港湾施設等の配置を踏まえて「物流関連ゾーン」、「生産活動ゾーン」とし、さらに、クルーズ船の受入れに対応するため「交流ゾーン」とする。
- ②千代地区港奥部については、レクリエーション利用を促進するため、「賑わいゾーン」とする。
- ③賀露地区は、水産業の支援と沿道商店の賑わいを創造するため、「 生産活動ゾーン」、「賑わいゾーン」とする。
- ④西浜地区は、利用者の賑わいや交流を促進するため、「生産活動ソーン」、「賑わいゾーン」、「交流ゾーン」とする。

Ⅱ港湾の能力

目標年次における取扱貨物量及び船舶乗降客数等を次のように定める。

Hir	外貿	50万トン			
取扱貨物量	内 貿 (うち内貿コンテナ)	70万トン (7万トン(7千TEU))			
里	合計	120万トン			
	船舶乗降客数等	1万人			

III港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1.1 千代地区

原木、EFBペレット等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のと おり計画する。

水深12m 岸壁1バース 延長230m [新規計画] A-1 埠頭用地3ha(荷さばき施設用地及び保管施設用地) 「新規計画]

また、需要の変化を踏まえ、以下の施設を廃止する。

水深4.5 m 岸壁3バース 延長180 m 水深4.5 m 岸壁2バース 延長120 m

2 危険物取扱施設計画

2.1 千代地区

石油類を一般貨物と分離して取り扱うため、危険物取扱施設を次のと おり計画する。

水深 6.5 m 岸壁 1 バース 延長 1 1 0 m [既設の変更計画] A - 2

危険物取扱施設用地 1 h a (既設) [既設の変更計画]

既設

水深5.0m 岸壁1バース 延長70m

危険物取扱施設用地 3 h a

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

既設

水深4.5 m 岸壁1バース 延長60 m

また、需要の変化を踏まえ、以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深5.5m ドルフィン2バース (専用)

3 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を 次のとおり計画する。

3.1 航路

千代地区

西浜航路 水深12m 幅員183m [既設の変更計画]

千代航路 水深 5.5 m 幅員80 m [既設の変更計画]

既設

千代航路 水深10m 幅員170m

西浜航路 幅員80m

なお、これに伴い、第三防波堤 110m、第五防波堤 110m、第 六防波堤 50mを撤去する。

3.2 泊地

千代地区

水深12m 面積1ha [新規計画]

水深6.5m 面積1ha [新規計画]

3.3 航路 • 泊地

千代地区

水深12m 面積17ha [新規計画]

4 外郭施設計画

港内の静穏及び航行船舶の安全を図るとともに、航路、泊地等の埋没 を防止するため、外郭施設を次のとおり計画する。

4.1 防波堤

千代地区

第一防波堤 延長1,300m(うち700m既設、300m工事中) [既設の変更計画]

第二防波堤 延長670m(うち470m既設) [既設の変更計画]

既設

第一防波堤 延長1,000m(うち700m既設、300m工事中)

第二防波堤 延長470 m

5 小型船だまり計画

作業船のための小型船だまりを次のとおり計画する。

千代地区

岸壁 水深 5.5 m 延長 180 m (既設) [新規計画]

岸壁 水深4.5m 延長120m (既設) [新規計画]

岸壁 水深4.5m 延長120m (既設) [新規計画]

埠頭用地 1 h a

6 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶ ため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

6.1 道路

臨港道路(関連道) [既設の変更計画]

起点 千代埠頭

終点 臨港道路(本線)2車線

既設

臨港道路 (関連道)

起点 千代埠頭 終点 臨港道路(本線)4車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

千代地区 緑地 2 h a (既設) [既設の変更計画]

既設

千代地区 緑地 4ha

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位: ha)

用地地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
千代地区	(3)			(1) 1			(3)
賀露地区							
西浜地区							
合計	(3)			(1) 1			(3)

- 注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。
- 注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位:ha)

用地地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
千代地区	(15) 15	(17) 17	(1) 1	(5) 5	(1) 1	(2) 2	(41) 41
賀露地区	(1) 1					(1) 1	(2)
西浜地区	(5) 5	(4) 4		(2) 2		(5) 5	(15) 15
合計	(21) 21	(21) 21	(1) 1	(7) 7	(1) 1	(7) 7	(57) 57

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保 全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

千代地区

西浜航路 水深12m 延長183m [既設の変更計画]

第一防波堤 延長1,300m(うち700m既設,300m工事中)

[既設の変更計画]

第二防波堤 延長670m (うち470m既設) [既設の変更計画] 岸壁1バース 水深12m 延長230m [新規計画] A-1

2 大規模地震対策施設計画

2-1 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

既設の施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

千代地区

水深10m 岸壁1バース 延長185m [既設の変更計画] A-3 水深7.5m 岸壁1バース 延長130m (既設)

西浜地区

緑地 4.4 h a (既設)

千代地区

臨港道路(本線) [既設]

起点 千代埠頭

終点 主要地方道鳥取港線 4車線

3 港湾施設の利用

3-1 物資補給のための施設

貨物船等の物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、 物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

千代地区

水深4.5m 岸壁1バース 延長60m(物資補給岸壁) [既設]

4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

4-1 廃棄物処理への対応

廃棄物の処理用地を確保するため、千代地区の3haの土地造成において、浚渫土砂28万㎡の廃棄物の処理を計画する。 [新規計画]

4-2 将来構想

千代地区において、クルーズ船の寄港動向や周辺の取組み状況等を踏まえ、引き続き岸壁の延伸について検討が必要であるため、「将来構想」を設定する。